市会議案第17号

生理用品に消費税の軽減税率の適用を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和3年6月28日提出

吹田市議会議員 後藤 恭平

同 馬場慶次郎

同 山根 建人

同 玉井美樹子

生理用品に消費税の軽減税率の適用を求める意見書 (案)

個人差はあるものの、女性は一生涯のうちに456回、日数にして2,280日間も月経を経験し、生理用品購入に伴う経済的負担は45万円以上に及ぶと言われている。さらに、現在の税制度では生理用品にも消費税の標準税率が適用されるため、実質的な負担は約50万円にもなる。これは、特に学生やひとり親家庭など、経済的に余裕のない人にとっては大きな負担となっている。

海外では、2004年(平成16年)に生理用品への課税を撤廃したケニアを始め、カナダ、インド、オーストラリアなどで、生理用品を課税対象外としている。また、スコットランドは2020年(令和2年)11月に、生理用品を全ての女性に無償で提供することを世界で初めて決定している。そのほか、ニュージーランドは本年6月から全ての学校で、フランスは本年9月から全ての学生に、生理用品を無償で提供することを表明するなど、生理用品購入に関する経済的負担を軽減する動きが世界各国に広がっている。

女性が社会で安心して学び、働き、生活をするために、生理用品購入に関する経済的負担を軽減することは必要不可欠であると考える。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、生理用品に消費税の軽減税率を適用することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日

吹田市議会